（別紙）

仕　様　書（案）

１．事業名

令和７年度 SNS 等を活用した外国人旅行者向けマナー啓発広告配信事業

２．事業目的

国によると、昨年の訪日外客数は年間で 3600 万人を突破し、過去最多となったほか、本県においても、昨年の外国人延べ宿泊者数が昨年比 43%増の約 110 万 6 千人と過去最多となるなど、インバウンドは好調に推移している。

一方、県内の入込はその多くが金沢エリアに集中し、特定の時期・時間・場所においては、ごみのポイ捨てや食べ歩き、無許可での写真撮影等、住民の生活に影響が出る事象（いわゆるオーバーツーリズム）が確認されているところである。

特に外国人旅行者においては、文化や価値観の違いに起因するところも大きいと考えられることから、SNS 等を活用してマナー啓発を行うことにより、外国人旅行者のマナー定着を進め、地域の負荷軽減及び観光客の満足度向上を図る。

３．契約期間

契約締結の日から令和８年３月３１日（火）まで

４．委託金額

上限 3,500 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

５．事業内容

（１）マナー啓発用素材の制作

実施時期：令和 7 年 6 月～7 月

①言語

・幅広い層に啓発するため、石川県の入込状況（※下図）に鑑み、「英語」「繁体字」の素材の制作は必須とする。

※石川県の入込状況（石川県「宿泊旅行統計調査」より）

順位	国・地域	人数(人)	前年比(%)	順位	国・地域	人数(人)	前年比(%)
1 位	台湾	193,298	134.8	6 位	イギリス	45,344	148.0
2 位	アメリカ	126,322	131.3	7 位	フランス	43,811	153.6
3 位	中国	94,540	203.8	8 位	スペイン	37,659	174.9
4 位	オーストラリア	67,858	148.0	9 位	香港	32,041	85.6
5 位	イタリア	58,040	165.1	10 位	ドイツ	29,441	208.3

・その他、「簡体字」「フランス語」「スペイン語」等を使用する外国人のターゲティングが可能である場合は、配信する媒体も含め、その旨、企画・提案に盛り込むこと。

②内容

・啓発の内容は、現在、石川県内におけるマナー違反や、文化や価値観の違いに起因する課題の未然防止に繋がる、以下の内容とすること。

＜啓発するマナー違反や課題（案）＞

ゴミのポイ捨て、食べ歩き、無許可での写真撮影、トイレ、無断キャンセル、
靴の脱ぎ履き、道に広がって歩く、住居への立ち入り、集団での大声、大きい荷物

・外国人旅行者に対して直接的に「ＮＯ」を突き付けるものではなく、地域への配慮を促すような柔らかい表現に努めること。

・最終的な啓発内容については、石川県と協議の上、決定すること。

③素材の制作

・素材については、金沢市において制作を行った啓発素材（以下参照）を活用すること。
金沢市：旅のお悩みをスマートに解決！「金沢流まちあるき」動画
https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/support/detail_202.html

・加えて、既存の素材で啓発できない内容については、以下の事業者と調整の上、新たな素材の制作を行うこと。

事 業 者：石引パブリック（金沢市石引 2-8-2）
※イラストレーターは、赤池佳江子氏（金沢市出身）

制作素材：・遷移先ページにおけるタイトルデザイン　１点
・追加啓発素材　４点
（案：道に広がって歩く、住居への立ち入り、集団での大声、大きな荷物）

概算金額：５０万円（税込）
※イラストの制作のほか、啓発コピーのライティングを含む

（２）SNS 等を活用した広告配信

実施時期：令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月

①配信時期

・配信については、夏（8 月）、秋（10,11 月）の観光客が集中する時期に行うこと。
・具体の時期、配信数等については、石川県が持つ動態データ等を基に、石川県と協議の上、定めること。

②配信タイミング

・石川県を訪れた外国人旅行者が観光地を訪れる前に広告を目にするよう、他県から石川県に入った段階で広告が届く等、効果的なタイミングで配信すること。

③配信媒体・配信数

・啓発広告を掲載する SNS 等の媒体（言語別）及びその配信数・クリック率等について、具体の配信計画（見込）を示すとともに、その見込まれる効果について示すこと。
※「英語」「繁体字」以外のその他言語による配信が可能な場合は、その他言語へ配信する場合の配信計画についても別パターンで示すこと。
※配信媒体は１つに限る必要はなく、複数媒体を活用する形でも問題ない。

④広告遷移先

・広告をクリックした際に遷移するページについては、基本的に石川県の外国語ウェブサイト上を想定しているが、その他効果的な遷移先・ランディングページ案等があれば、提案を行うこと。
・遷移先については、石川県と協議の上、決定すること。

（３）広告配信後の効果測定・分析

実施時期：令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月

①広告配信数・閲覧数・クリック率

・広告配信数や閲覧数（PV 数）、クリック率など、広告配信による実績について効果測定及び分析を行うこと。
・広告接触したユーザーの国籍、年齢、性別など、属性が分かるとより望ましい。

②その他の効果測定・分析

・①のほか、広告配信に伴い、マナー違反や課題の未然防止や、ユーザーの行動変容に繋がった効果が測定できる手法及び KPI について、企画・提案を行うこと。
（例）GPS データを用いた動態分析、SNS や LP を経由したアンケート調査　等

６．事業の進め方

請負事業者は、事業の実施にあたって、石川県と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、各事業に着手をする際には石川県に協議をしたうえで着手するものとする。また、業務の進め方等について、調整の必要や疑義が生じた場合についても、その都度十分に協議をした上で実施していくものとする。

７．実施報告書の提出

事業が完了したときは、下記事項についての事業実施報告書（Ａ４判）を作成し、７の履行期限までに、石川県に提出すること。

（報告事項）

・事業名および事業概要
・制作したマナー啓発用素材の内容
・SNS等を活用した広告配信の概要（スケジュール、配信ターゲット、配信数等）
・広告のPV数やクリック率等、広告配信後の効果測定・分析の結果
・その他、石川県が指示したもの

８．履行期限

令和８年３月３１日（火）まで

９．本事業の期待する効果

SNS等を活用した広告配信

・ターゲットや広告配信数、スケジュール等、配信に係る計画を決定した後、広告接触者数（PV数）やクリック率等の目標値を設定する。
・併せて、５（３）②で提案のあったその他のKPIについても目標値を設定する。

10. その他

（１）本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
（２）本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
（３）請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
（４）事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、石川県に帰属するものとする。
（５）請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
（６）海外で実施する事業における為替リスクは受託者において負担すること。
（７）石川県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議の上、その指示に従って進めること。